

令和4年度第5回袖ヶ浦市社会教育委員会議

1 開催日時 令和5年2月3日 午後3時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

3 出席委員

委員	北原 政志	委員	稲垣 昭彦
委員	松井 恭子	委員	石井 ゆみ子
委員	二宮 義文	委員	小泉 康
委員	田中 雪夫	委員	佐々木 眞由美
委員	畠山 真一	委員	西田 隆司
委員	木村 育子	委員	岡田 康
委員	葛田 圭亮		

4 欠席委員

委員	在原 潤	委員	中山 正紀
----	------	----	-------

5 出席職員

教育長	御園 朋夫	中央図書館館長	藤尾 善之
生涯学習課長	高浦 正充	郷土博物館館長	西原 崇浩
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	生涯学習課文化振興班長	田中 大介
市民会館長	濱崎 雅仁	生涯学習課社会教育班長	柳井 健

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題

- (1) 令和5年度社会教育委員の年間活動計画(案)について
- (2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

8 報告・連絡

- (1) 各種事業の実施結果について
・令和4年度山野貝塚講演会

- ・令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会
- ・2023袖ヶ浦市新春マラソン大会
- (2) 今後の事業の実施予定について
 - ・ウォーキングフェスタ2023 IN 袖ヶ浦
 - ・ポッチャ大会袖ヶ浦2023
- (3) その他
 - ・第105回袖ヶ浦市音楽協会定期演奏会について

9 その他
なし

10 議事

議題(1) 令和5年度社会教育委員の年間活動計画(案)について

【資料1ページを説明】・・・事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。質疑等あるか。

小泉委員：次年度の定例会の会議内容について、例年どおりの内容のほか、公民館施設の移管に係る内容が中心となっている感じを受ける。何度も言っているが、本市あるいは全国的な課題は、高齢者の社会教育への参加が一番の課題だと思っている。それについての具体的な方策や考えなどをまとめていくことが必要なのではないか。例えば、市の社会教育の活性化を目指した方策についてなどの議題を毎回入れていただき、いい案がすぐ出てくるとは思わないが、年間を通じて1つでも良いので前に進むようなことをやっていく必要があるのではないかと考える。そうでもしないと、まちづくり施策推進のことばかりで終わってしまうのではないかと心配している。社会教育の活性化を目指した方策についての議題を入れてもらって話し合いをするべきだと思う。

事務局柳井：ご意見ありがとうございます。どこのタイミングで議題に入れるか検討します。

小泉委員：どこで入れるのではなく、議題として毎回の会議に入れてほしい。1回やっても結論など出ない。公民館やサークル活動など、分野ごとに分けても構わないので、ぜひお願いしたい。

事務局柳井：第1回目の会議は例年報告事項が多く、時間が足りないことは皆様もご承知のことと思います。このあたりを調整しながら、次回

項目出しができるかどうか検討します。

田中委員長：小泉委員よろしいか。

小泉委員：私は構わないが、他の委員の皆さまがそれでよろしければ。

二宮委員：小泉委員が言われたとおり、私たちの身近な課題をテーマに話していくことは大事だと思うが、時間の制限もある。協議が細切れになるかもしれないが、やっていくことが必要だと思う。他市の事例が参考になると思う。これは小泉委員の提言であり、他の委員は別の課題を持ってらっしゃるかもしれない。他市の良い事例は取り入れていければと思う。

田中委員長：事務局は、次年度の議題への追加を検討してほしい。他に質問がないようなので、これで質疑を終了し、採決を取ります。議題（１）について、承認される方の挙手を求めます。

（全員賛成）

田中委員長：全員賛成のため、議案（１）は承認とする。

議題（２）地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

【資料２ページから１１ページを説明】・・・高浦参事、事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。質疑等あるか。

二宮委員：確認するが、コミュニティセンターとすることは決定しているのか。それとも、意見を聞いてから検討するのか。一番懸念するのは、法律で教育の独立性がうたわれている。なぜそうなったか。昔、政治家が教育を悪用して戦争に駆り立てた事実がある。本来の公民館としての役割をきちっとしながらまちづくりに活かしていくことが大事だと思う。

事務局柳井：まず、コミュニティセンターとすることが決定しているかどうかという点についてですが、先ほど説明したとおり、令和６年４月の移管に向けて手続きを進めているところであり、基本的には公民館はコミュニティセンター化する方針であることをご理解いただきたいと思います。公民館条例を残したままでの移管について、市長部局と協議を進めているところです。なお、現在行っている社会教育事業は継続して実施していく予定です。

二宮委員：了解した。

小泉委員：先日出た議会だよりの中で、ある市議会議員が公民館を市長部局に移管することに対して意見や質問をされていた。市の方針としては公民館を市長部局に移管したいとのことだが、最終的

- には議会の承認が必要かと思うが、その時期はいつになるか。
- 事務局柳井：市議会にて（仮称）コミュニティセンター設置条例等の関連法案を議決いただく必要があり、令和5年9月議会への上程を予定しております。
- 小泉委員：市長部局へ公民館を移管することについては、市議会は関係なく、市長の方で決定するのか。
- 事務局柳井：関連条例の制定が必要となるため、9月議会での関連法令の制定をもって移管が決定するというご理解いただきたい。
- 小泉委員：9月議会とは来年度か。それとも今年度の9月で決まってしまったということか。
- 事務局柳井：令和5年9月議会である。
- 二宮委員：9月の市議会で承認されなければ正式決定とはならないということですね。
- 岡田委員：少し的外れな話になるかもしれないが、いま学校教育の中でクラブ活動を民間に移管したほうが良いのではないかとの議論がある。コミュニティセンターの役割として、私はそのようなものも含めた方が良いような気がする。もっと広くコミュニティセンターの中身をもっと細かく考えていけないのではないか。私も協働のまちづくり条例の策定の推進者として、ただ移管するのではなく、コミュニティセンターの中身の検討が必要ではないかと思う。
- 事務局柳井：様々なご意見があると思うが、コミュニティセンターの中身を精査していかなければならないというところが、今回大事なご意見かと思えます。持ち帰って検討いたします。
- 小泉委員：資料を読ませていただいたが、本当に何でこのようになってしまうのかなと思う。いくつか言わせていただきます。
- 資料2ページにある公民館の目的についてですが、公民館は社会教育施設であり、その目的は教育であってまちづくりではないですね。ここの所をはっきりさせないといけない。社会教育的なまちづくりをやってきたからと書いてあるが、公民館の目的はまちづくりではない。
- 資料3ページにある公民館の課題では、公民館の活用が横ばいとなっているとあるが、新型コロナもあるし退職年齢も上がっているため、これが増えているところはどこにもない。これをどうしたらいいのか考えるのが我々の大きな課題なのだが、これを教育委員会がそう評価するのはあまりにも穿った考えで

はないかと思う。資料4ページのサークルの件も同じである。これをどう増やすかが、我々社会教育委員の課題だと思う。市民協働によるまちづくりについてだが、長浦にまちづくり協議会が出来たが、それが具体的に何をやっているのか。地区住民会議や自治会が子どもの見守りなどをやっているが、それがまちづくり協議会が出来たからといって何が変わるのか。私もそれに入っているが、名前に踊らされて実際に何をやっているかわからないうちに、それを良いものだと感じてしまうのではないか。市長部局に移管されてまちづくり協議会を作ったとして、それがどうなるのか。私にはそれがどれだけのメリットがあるのかわからない。むしろ、高齢者の活動を支援することのほうが大事だなと思っている。

資料6ページの施設のあり方について、公民館ってそんなに活用できない施設だったのか。より有効に活用って言うけど、協働のまちづくり協議会をやると、より活発になるのか。今まで自治会館でやってたものを公民館でやって終わりじゃないですか。そのことによって、逆にサークルが公民館を使えなくなるのではないか。

引き続き社会教育が推進できる施設とあるが、これは表の一番上にしてほしい。または、まちづくりと社会教育を対等にしてほしい。なんか資料を見ていると、まちづくりが主となって、社会教育が従になっており、これでは大きな失敗をしてしまうのではないかと思い、基本的には反対である。

色々意見と言わせてもらったが、社会教育がどんどん衰退していくのではないかということが一番心配している。よくあるのが、人員を削減し、指定管理者となり、だんだん市とは関係がなくなる。そういう事例が日本全国にある。経費の面もそうですよね。老朽化しているということは何で書かなければならないのか。金がかかるからか。すごく嫌な物の見方をされているなど感じました。質問ではありません。意見です。

佐々木副委員長：執行体制がどうなるのか。現状では、サークル活動の中身についても目が届いていると思う。公民館まつりなどの発表の場もあるし、公民館の目的に沿った活動をしていますよというお墨付きがあるというか。それが指定管理者となったときに、施設がまとまりのない自由な使い方をされると、公民館に集うサークルのタガが外れてしまうのではないかという気がして、それ

が恐い。

コミュニティセンターの使用基準がどうなるかわからないが、貸館のようになると、その規約もなかったりして、空いてればいいんですよみたいなことになってしまうと恐いなと思う。

公民館に館長さんがいて、職員さんがいるなかで施設を使用しているのが崩れてしまうのではないかと。市長部局の方がどのように公民館に関わるのかわからないが、職員がただいるのではなく、サークルの活動内容にまで目が行き届く関わり方をしていただけなのかが心配である。

事務局柳井：まず小泉委員からあったご意見について、確かに公民館は社会教育施設であります。ただ、資料9ページにも書かせていただきましたが、国の中央教育審議会において、公民館は地域の学習拠点であるほか、さらに地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割と、地域の避難所にもなっております。このため、現状の公民館には様々な役割が複合的に存在する施設であることをご理解いただければと思います。

次に、佐々木副委員長からご意見があった移管後の運営についてですが、現状では指定管理者制度の導入については全く考えておりません。引き続き、市職員とお客様が窓口でお話させていただき、今まで通り施設をご利用していただきたいと考えております。

濱崎市民会館長：佐々木副委員長からお話があった件について、利用者の一人ひとりに寄り添うことを大事にしなければならないと思っております。12月の公民館運営審議会においても、今までどおり公民館に社会教育主事を配置するよう要望を受けております。公民館としても、施設に職員を配置して利用者ときちんと向き合っていくことは堅持していきたいと考えております。

西田委員：そもそも協働によるまちづくり推進計画については、2019年に各地区の区長等を5地区に集められ説明されているが、それ以降、新型コロナの影響もあり、この計画がなかなか進まなかったという実態がある。各地区には、自治会やPTAなど色々な団体があるが、その独立した団体に横ぐしを入れてお互いに協調しようと計画されたものであるが、なかなか地域に根付かなかったものである。昨年10月に長浦地区で組織されており、地域の各組織が全て網羅されたかはわからないが、おそらく、協働のまちづくりを進めるうえで、公民館を1つの拠点

とすれば、各団体の結びつきがしやすいのではないかという発想で市が検討されたのだと思う。公民館の主体的な運営、あるいは教育の独立という意味において、協働のまちづくりが地域団体を抱えるようになるため、小泉委員が心配されるのはあると思う。協働のまちづくりを公民館で活用していくのか検討を進める中で、公民館の独立性がきちんと担保されるものであるならば、協働のまちづくり計画に寄って行ってもいいのではないかという気はしている。

小泉委員：市長部局に移管されると、社会教育に対して教育委員会は全くのノータッチとなるのか。今までどおり教育委員会が社会教育に携わり、そこに市長部局が入ってきてまちづくり業務もやっていくという形だろうと思うが、話を聞いていると、市長部局に全部行ってしまって、社会教育の分野についても市長部局が中心になって動いていくような感じがしてしまう。

木村委員：小泉委員がおっしゃることを考えていたが、市長部局に移管されると、他から何かが入りやすくなるのか。要するに、今までのように教育委員会が主体となっている時は学校や子どもを中心に事業をやっていたが、これを市長部局にすると教育委員会はもう公民館事業に入れないのか。資料には、移管しても現状どおりになると書いてあるが、移管後の事業の関わりについて資料のどこにも教育委員会が入っていないのが気になる。かっこ書きでも良いので、教育委員会を入れてほしい。

事務局柳井：ご意見ありがとうございます。小泉委員と木村委員からのご意見にお答えいたします。移管により、公民館施設は教育委員会から市長部局に移ることになりますが、ご存じかと思いますが、社会教育法により社会教育事業については教育委員会が所管する業務となっております。施設が移管しても社会教育業務は教育委員会が関与していく形になります。どう関わっていくのかについては、資料8ページにも記載しましたが、社会教育委員に関する条例等は、公民館の移管後もそのまま残すこととしており、また、生涯学習課としては社会教育委員に関する業務についても教育委員会に残すことで検討しているため、公民館の移管後においても、社会教育委員会議または教育委員会議などで引き続き関与していくことを考えています。

二宮委員：さっき小泉委員が言われたとおり、読めば読むほどこの資料はわかりづらい。我々社会教育委員のように社会教育をよくわか

っている人でもわかりづらいと思う。市長が要請しているのは、まちづくりに公民館を活用したいということだと思うが、まちづくりはひとづくりである。ひとをつくって、そのひと達がまちを作り上げていく。ひとづくりは社会教育委員の役割である。その先にまちづくりがあるため、基本的には社会教育がまちづくりのベースにあると思う。教育委員会が主体となって社会教育をやっていくこととし、それに加えてまちづくりもやるという内容にすれば、基本的には公民館は何も変わっていないということがわかる形になれば、非常にわかりやすい資料になるのかなと思った。結果、目指しているところは賛成です。

北原委員：質問です。文化協会やスポーツ協会、青少年相談員などの社会教育関係団体は今まで生涯学習課が所管しており、総会等にも生涯学習課の職員が指導助言を行ってきたが、まちづくりのほうに移ると、この体制はどうなるのか。

事務局柳井：公民館の移管を進めるなかで、生涯学習課社会教育班の業務も見直しを図っています。社会教育関係団体の育成は社会教育班の所管業務となっていますが、教育委員会と繋がり強い団体もあることから、社会教育関係団体の業務については市長部局には移管せず、教育委員会に残すことで検討を進めています。

北原委員：わかりました。

佐々木副委員長：公民館の職員は市長部局の職員ということになるのか。そうすると、公民館で実施している各種講座は、市長部局のなかで作っていくのか。青少年相談員などは教育委員会に残るなど、団体などによって教育委員会に残るものと残らないものに分かれることになるのか。

事務局柳井：説明が難しいところですが、市長部局に移管された公民館の職員は、市長部局の職員となります。その中で、公民館条例を残した場合、公民館の職員は市長部局と教育委員会の併任辞令となる可能性があります。現状で例えると、平川行政センターと平川公民館の職員のように相互の業務を併任して実施するような形になりますが、まだそのあたりは検討中です。

小泉委員：既存の公民館業務に加えて市長部局の業務も行うとのことだが、移管後も公民館の職員数は同じなのか。普通だったら、職員数は増えないと運営ができないと思うが、今の話だと1人の職員が両方の業務を行うということになる。

事務局柳井：職員の配置については現在も検討中ですが、公民館の職員数は

現状の人数を維持する形で話を進めています。業務が増えれば当然職員数も増えるのではないかと考えていますが、それも含めて協議を進めております。職員数が増えるのか減るのかも含めて検討中であります。

小泉委員：聞き間違えかもしれないが、公民館の職員数が減ることはしないと言いましたよね。減るってこともあるのか。

事務局柳井：現状の配置人数が最低ラインと考えています。

小泉委員：現状どおりの人数ということは、職員数は増えないということか。

事務局柳井：業務量の調整が必要となります。まだ未確定な部分が多いため、断言はできない状況です。

小泉委員：今までの業務でもギリギリの人数だと思うが、それに職員数を減らしてまちづくり協議会を作れとなるとパンクしてしまうと思う。私も公民館に勤務していたが、職員が時間外に働いていることがあった。これから社会教育を活性化しなければならないため、ぜひ頑張って人員を確保していただきたい。

二宮委員：これを進める方が、まちづくりと教育を熟知していないと、この移管は絶対に上手くいかない。片手間でやれるものでは無いし、自治会の方が聞いたら、また新しい組織を作ってしまう。そのあたりを気を付けてほしい。趣旨はよくわかりました。

稲垣副委員長：社会教育委員に何を求めたいのか見えていない部分がある。公民館条例は残しつつコミュニティセンター設置条例を策定するが、公民館としては何も変わらないという説明があった。今後意見調整を図るとのスケジュールになっているので、公民館が市に移管された場合、何が変わるのかという部分を見せてもらえると、委員の皆さんも安心していただけたらと思うので、比較検討がわかるような資料をお願いしたい。

小泉委員：資料7ページ、市民協働推進課に、生涯学習課の社会教育班の一部を移管するとされている。あくまでも、市民協働推進課が中心となって進むというふうにはしか読めない。これを見る限り、先ほど話した対等という形には見えない。この資料には、教育委員会の意見を聞かなければならないと記載されているが、教育委員会としてどのように意見を出しているのか。

事務局柳井：社会教育班の業務には、社会教育に関するものだけでなく、青少年の健全育成に関することや、地区会館に関する事など、

様々な業務があります。私たちが考えたなかでは、社会教育に関するものは教育委員会に残したほうがいいたらうと思っ
ていますが、青少年の健全育成に関するものの中には、本来市長
部局で行うべき業務もあることから、そういった業務を市長部
局に戻すなど、必要な業務は教育委員会に残すように考えてい
ます。

松井委員：まちづくり協議会について、自主的に運営してほしいという形
で作られていると思うが、まちづくり協議会はどの程度の業務
を行うのかが見えない。まちづくり協議会の目標や現状、リー
ダー育成などの進め方などがわかると良いと思う。協働のま
ちづくりが大事だとは聞いているが、まだまだ市民には伝わっ
ていない。市民への説明責任や情報を出してほしい。

また、社会教育の担保として、コミュニティセンターに専門の
職員を配置してほしい。それと、コミュニティセンターになる
ことで有料イベントもできるようになると思うので、そうなる
とセンターの利用者も増えるというプラスの情報もいただけ
ると、皆さんも安心するのではないかと思った。

濱崎市民会館長：公民館が移管されれば有料イベントが開催できると言われまし
たが、現状でも有料イベントは開催できます。不特定多数を集
めてどのようなことをやるのかわからない、主催者もわからな
いものについては、お断りさせていただいています。

松井委員：ただ、移管によって、そのハードルは低くなるんですよ。

濱崎市民会館長：ハードルを低くして利用の幅を広げたいということが市長の考
えです。移管することで有料イベントができるようになると捉
えられるといけないので、ご説明させていただきました。

田中委員長：色々ご意見をいただきましたが、時間の都合もあるため、事
務局は、各委員から出た意見を検討していただき、次回の会議
にまとめて提出してください。

報告・連絡（１）各種事業の実施結果について

【資料１２ページから１８ページを説明】

- ・令和４年度山野貝塚講演会・・・田中文化振興班長
- ・令和５年袖ヶ浦市二十歳を祝う会・・・濱崎市民会館長
- ・２０２３袖ヶ浦市新春マラソン大会・・・鈴木スポーツ振興課長

稲垣副委員長：二十歳を祝う会について、事前に確認をしておけば良かったの

ですが、二十歳の主張が非常に良い内容だったため、各会場において事前承諾を得ていただき、各公民館のホームページ等で公開してみてもどうか。可能であれば、来年度の実行委員と協議していただくよう検討してほしい。

濱崎市民会館長：当日来られなかった二十歳の方もいるので、市長の挨拶文をホームページに掲載することも必要なのかなと考えています。二十歳の方たちがどのような考えをもっているのか市民の方に見ていただくことも良いことだと思いますし、地域でお祝いする雰囲気も必要かと思うため、そのように引き継いで行きたいと思います。

小泉委員：新春マラソン大会について、最高齢の方の年齢はわかるか。

畠山委員：申込みで年齢を入れなかったのが最高齢の方の年齢は把握していないが、私が知る限り78歳の方が走っていた。

報告・連絡（2）今後の事業の実施予定について

【別紙により説明】

- ・ウォーキングフェスタ2023 IN 袖ヶ浦
・・・鈴木スポーツ振興課長
- ・ボッチャ大会袖ヶ浦2023・・・鈴木スポーツ振興課長

質疑等なし

報告・連絡（3）その他

第105回袖ヶ浦市音楽協会定期演奏会について

【口頭で説明】・・・木村委員

質疑等なし

午後4時50分閉会

令和4年度第5回

社会教育委員会議

日 時 令和5年2月3日(金)
午後3時～午後4時30分
場 所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 委員長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 議 題
 - (1) 令和5年度社会教育委員の年間活動計画(案)について
 - (2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
- 5 報告・連絡
 - (1) 各種事業の実施結果について
 - ・令和4年度山野貝塚講演会
 - ・令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会
 - ・2023袖ヶ浦市新春マラソン大会
 - (2) 今後の事業の実施予定について
 - ・ウォーキングフェスタ2023 IN 袖ヶ浦
 - ・ボッチャ大会袖ヶ浦2023
- 6 その他
- 7 閉会のことば

令和4年度第5回

社会教育委員会議 資料

日 時 令和5年2月3日(金)

午後3時～午後4時30分

場 所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

目 次

次第4 議 題

- (1) 令和5年度社会教育委員の年間活動計画(案)について・・・ P 1
- (2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
・・・ P 2～P 11

次第5 報 告 ・ 連 絡

- (1) 各種事業の実施結果について
 - ・ 令和4年度山野貝塚講演会・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
 - ・ 令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会・・・・・・・・ P 13～P 17
 - ・ 2023袖ヶ浦市新春マラソン大会・・・・・・・・ P 18
- (2) 今後の事業の実施予定について
 - ・ ウォーキングフェスタ2023 IN 袖ヶ浦・・・・・・・・ 別紙
 - ・ ボッチャ大会袖ヶ浦2023・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙

議題（１）令和５年度社会教育委員の年間活動計画（案）について

（１）定例会

回	実施日	会議内容	会場
1	5月26日(金) 15:00~17:00	令和4年度社会教育(体育)事業の実施報告について 令和5年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	市役所旧館 3階大会議室
2	7月14日(金) 15:00~17:00	令和5年袖ヶ浦市成人式実行委員の選出について 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	平岡公民館 2階会議室
3	10月6日(金) 15:00~17:00	第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会について 第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の選出について 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	市役所北庁舎 3階中会議室
4	12月15日(金) 15:00~17:00	第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会について 令和5年度社会教育功労感謝状被贈呈候補者の選考について 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	市役所北庁舎 3階中会議室
5	2月2日(金) 15:00~17:00	令和6年度社会教育委員年間活動計画(案)について 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	市役所北庁舎 3階中会議室

(注) 議会等の都合により日程等を変更する場合があります。

（２）各種大会・研修会等

回	実施日	会議等名称	参加対象	会場
1	5月 日()	君津地方社会教育委員連絡協議会総会	4人	未定
2	7月1日(土)	袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会	全員	袖ヶ浦市民会館
3	7月19日(水)	千葉県社会教育委員会連絡協議会代議員会	委員長	千葉県総合教育センター
4	7月 日()	君津地方社会教育推進大会	全員	未定
5	10月 日()	社会人権教育地区別研修会	数名	未定
6	10月4日(水)	千葉県社会教育振興大会	4人	千葉県総合教育センター
7	2月10日(土)	袖ヶ浦市生涯学習推進大会	全員	袖ヶ浦市民会館
8		君津地方社会教育委員連絡協議会研修会	数名	未定

※令和5~6年度は、袖ヶ浦市が君津地方社会教育委員連絡協議会の幹事市となります。

（３）勉強会

社会教育委員会議の前後の時間を用いて勉強会を実施する。テーマを決めての意見交換や先進事例の研究など、社会教育委員活動に活かせる内容を考えながら実施する。

地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針

1 公民館の現状整理

(1) 公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第20条）。

(2) 公民館施設の現状

本市では、昭和57年に策定した公民館構想に基づき、市内を5つの日常生活圏に区分し、生涯学習、文化、スポーツの振興と地域コミュニティの醸成を目的として公民館（市民会館を含む。以下同じ）が整備された。現在では、住民ニーズに即した特色ある事業が各公民館で展開され、「公民館まつり」や「地区住民会議の活動」に代表されるように地域の拠りどころとなっている。

ただし、最も古い施設である市民会館は昭和49年の建設後48年が経過、また、最も新しい施設である平川公民館富岡分館であっても平成3年の建設後31年が経過しており、各施設とも経年劣化による老朽化が進んでいることから、今後、大規模な改修が必要となる。

(3) 公民館で行っている業務の概要

各公民館とも学級・講座・集会等を企画・実施し、市民が自主的に仲間と学べる環境づくりを行っている。また、各種団体への支援、地域住民や利用者からの相談等に応じるほか、公民館運営審議会や社会教育推進員からの意見を参考としながら、市民参画による事業を行っている。

さらに、施設の機能として、地域の活動拠点及び避難所としての役割を担っている。

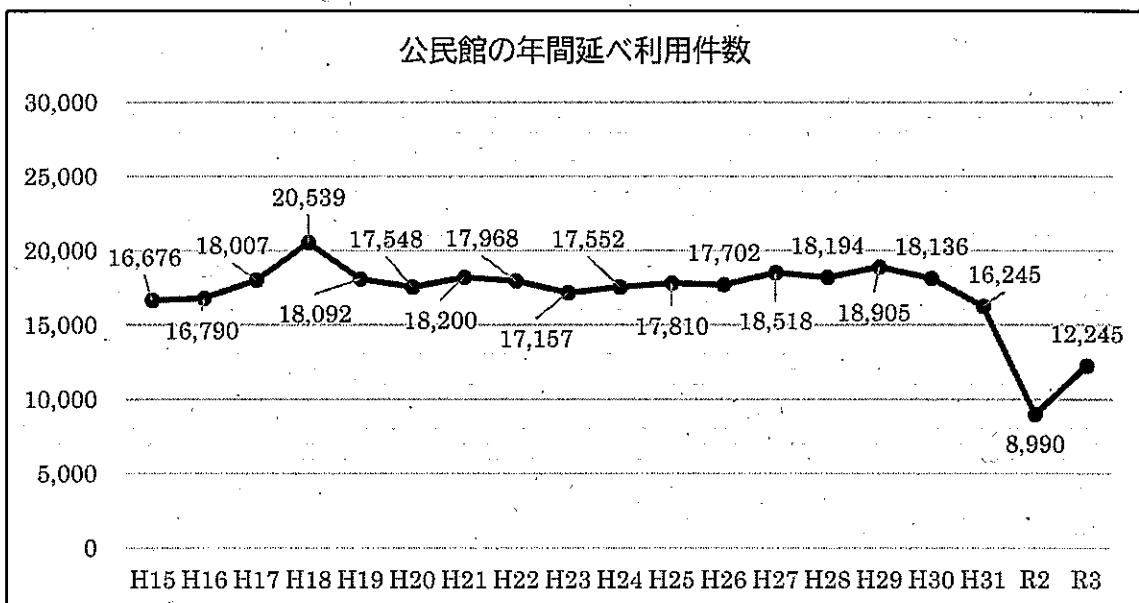
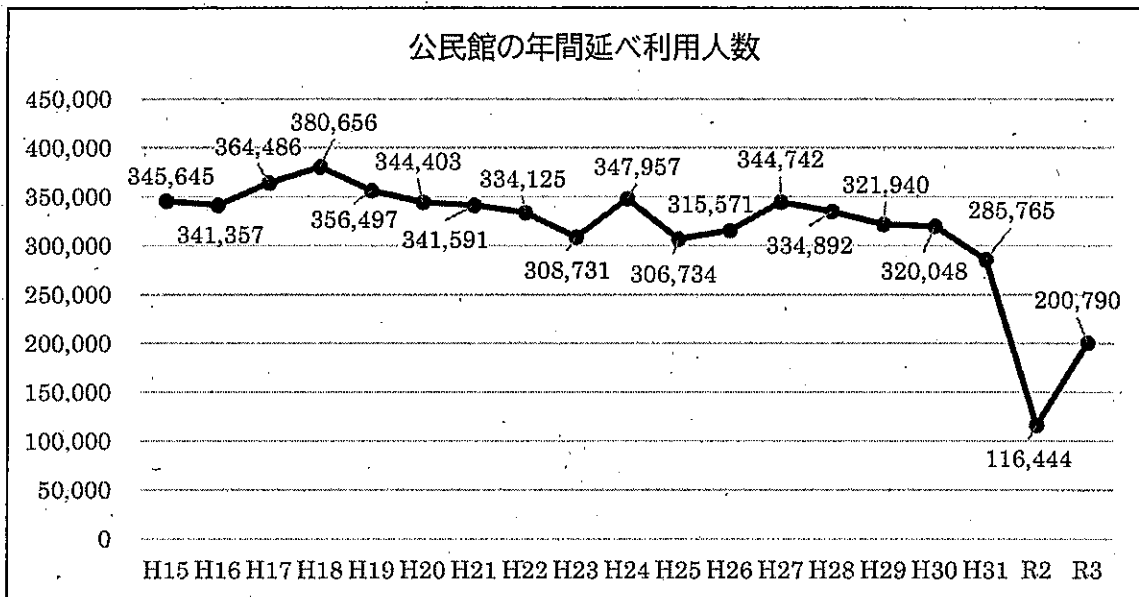
	項目	主な業務
1	学級・講座の開設	世代に応じた講座、家庭教育学級、地域課題に取り組む講座の開設など
2	地域の青少年団体への支援	青少年相談員支部活動、子ども会育成会支部活動、地区住民会議への支援など
3	地区社会福祉協議会への協力	事業推進員として活動への参画など
4	市民、団体の活動への支援	市民、団体が行う活動への助言、学習相談、施設の貸し出しなど
5	施設の適切な維持管理	安全点検の実施、施設の補修、管理など
6	避難所の運営	開設準備、開設、備蓄の補充など

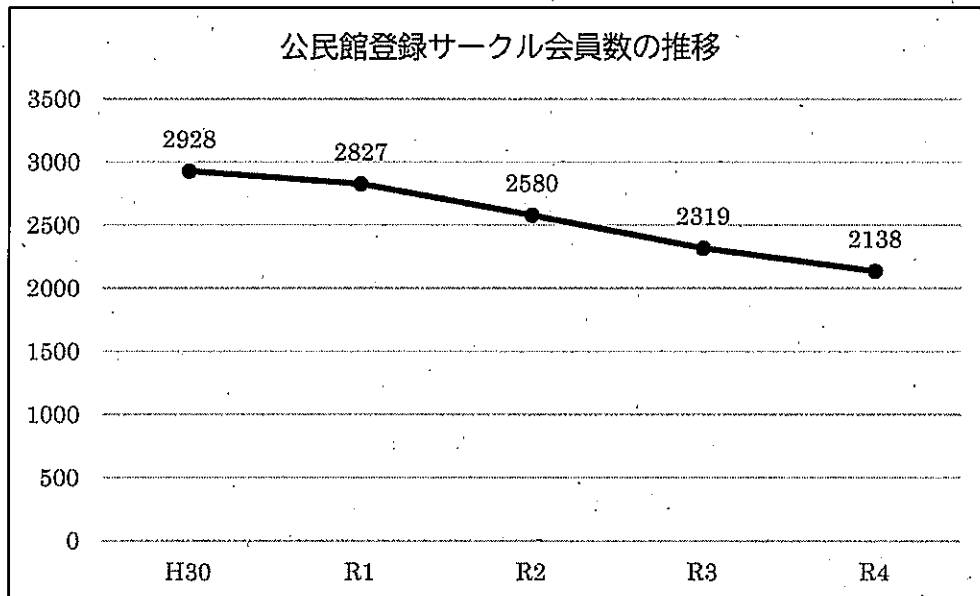
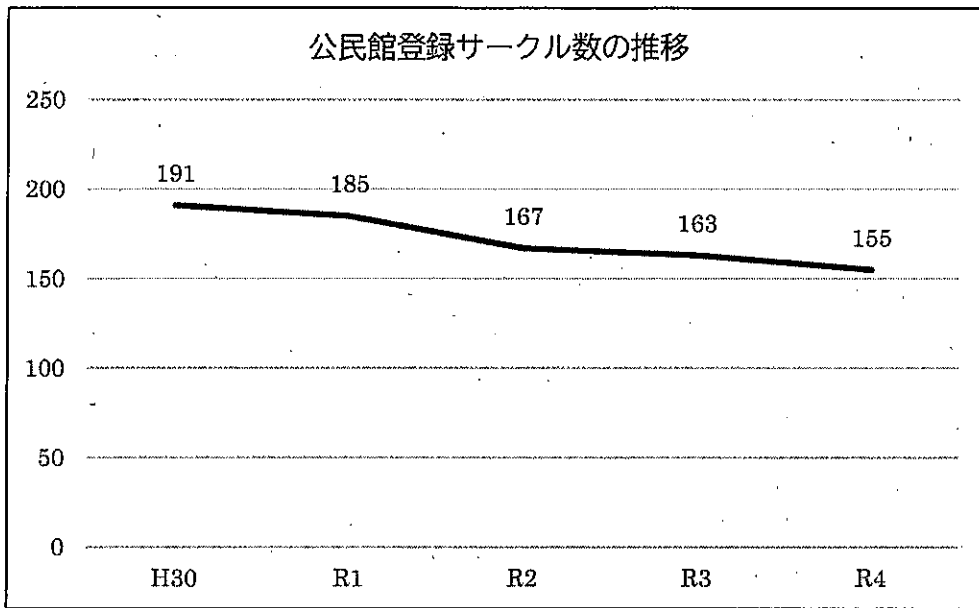
2 公民館の課題

公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となったことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、特に高齢者を中心とした団体活動の継続性が困難なものとなったことから、その後の利用者数は横ばい傾向にある。また、公民館施設において、有料によるイベント等を開催したいという要望に対して、社会教育法の目的に沿って柔軟に対応しているものの、内容によっては対応が困難な場合がある。

施設をより多くの市民の利用に供し、地域の活動拠点として機能するためには、一人ひとりの利用者に寄り添うのはもちろんのこと、様々な角度から地域ニーズ、住民ニーズを掘り起こし、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげていく取組とともに、社会の変化に対応した、市民にとって更に身近な施設として認知される取組が必要である。

《参考資料》





3 市民協働によるまちづくりについて

(1) 市民協働によるまちづくりに関するこれまでの動き

市では、高齢者の見守りや子育てに関する支援、自主防災・自主防犯活動などの地域活動に対する支援を行うとともに、地域コミュニティと協働で地域における課題を解決することを目的として、自治会への情報提供や人材育成の支援などの様々な活動を行っている。

また、こうした活動を更に進展させるため、協働事業提案制度の実施やまちづくり講座の開催など協働を推進するための施策に取り組んできたところであり、これらの取組を体系的に整理し、協働によるまちづくりを一層推進するための仕組みづくりとして、平成29年に「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を制定した。

この条例において、協働のまちづくりを推進するための基本理念や基本となる事項を定めるとともに、市民や地域コミュニティの役割、市の責務を明らかにするため、平

成31年3月には「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」を策定し、地域コミュニティの活性化や地域コミュニティと市の協働について、分野を問わず取り組んでいるところである。

(2) 市民協働によるまちづくりの現状と課題

このように、取組を体系的に整理したうえで各分野において協働に関する事業を行ってきたものの、近年、地域においてまちづくりを担う地縁団体、特に自治会においては未加入世帯の増加などによる自治会加入率の低下や役員のなり手が少ないことなど運営に関する課題も出ている。また、NPO法人といった市民活動団体においても団体数が横ばい傾向であることに加え、役員の高齢化や人材確保といった課題なども挙げられている。さらに、令和3年度に実施した市民へ袖ヶ浦市に対する意識を問う「まちづくりアンケート」のうち、行政の各分野における生活場面に関する調査において各項目の重要度を調査したところ、「コミュニティ」に関する項目が最も重要度が低く、「市民参加」が3番目に低い順番となっている。これまでの課題に加え、「コミュニティ」などについて重要と考える市民が少ないことなどから、今後地域コミュニティの維持や運営に支障をきたすことが懸念される状況となっている。

市としても引き続きこれまでの事業を推進するほか、自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるように支援するとともに、地域の課題解決や連絡調整の場とするべく、地域まちづくり協議会の設立と運営についての支援を行っているところであり、10月に長浦地区においてまちづくり協議会が設立された。現在協議会において各取組を行っているが、構成団体が多数となるうえ、地区住民会議も加わっていることから、その事務局を担ってきた公民館と連携したうえで協議会における連絡調整や事業を行うことが重要であり、また、効果的である。長浦地区以外の地区においても、引き続き地域住民と協議を重ねながら地域の課題解決と活性化を推進し、公民館と連携し一体となった拠点づくりを行う必要がある。

4 課題解決への方針

(1) 本市の取組方針

公民館にはこれまで培ってきた社会教育によるまちづくり、地域づくりの実績・ノウハウがあるものの、その利用者は横ばい傾向となっている。

また、市長部局が実施してきた協働のまちづくりの推進については、市民との協働を軸として、地域リーダーの育成や地域の活性化・地域コミュニティの維持・促進などを行ってきたものの、取り組み始めてからの年月が浅いこともあり市民の意識も大きく向上していない状況にある。

これらの課題の解決にあたり、これまで公民館が担ってきた社会教育を通じたまちづくりと、平成29年度に制定した「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」により実施してきた市民協働によるまちづくりを合わせて推進することで、地域のまちづくりをより一層推進することとする。

なお、これらにより、施設管理を含めた公民館における実務については、市長部局に

において継続して実施する。

(2) 取組方針の実現のために必要なこと

この取組方針の実現のため、社会教育法による施設の利用制限緩和により市民がより活用できる施設となるよう、公民館の主管部局を教育委員会から市長部局へ移管し、併せて、公民館の主たる名称を(仮称)コミュニティセンターに変更するため、(仮称)コミュニティセンター条例を制定する。

また、地域振興という本来の公民館(社会教育)の活動の目的に沿うものとして、公民館が生涯学習の場だけでなく、まちづくりの拠点であることを明確にするため、例えば移管後の公民館にまちづくり協議会の事務室を置き、市民会館・公民館に自然と地域住民が集まることを促すなど、結果として公民館が更なる地域の拠点となることにも繋がるよう、関係各部署と協議をしながら今後検討を進めることとする。

なお、公民館が現在実施している各種事業は、そのまま継続して実施する方向であり、移管することで公民館施設が市民にとって更に使いやすい施設となることを目指す。

【課題解決のため本市が目指す施設のあり方】

- ・市民等が、より有効に活用できる施設
- ・まちづくりの推進に役立つ施設
- ・引き続き社会教育が推進できる施設



これらを兼ね備えた施設を
活用していく必要がある

《参考》

【公民館と(仮称)コミュニティセンターの比較】

	公民館 【現状】	(仮称)コミュニティセンター 【移管後】
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	袖ヶ浦市公民館並びに市民会館 の設置及び管理等に関する条例	(仮称)袖ヶ浦市コミュニティセン ターの設置及び管理等に関する条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設(社会教育含む)
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法

5 公民館移管による新たな組織体制

(1) 組織改正の考え方

公民館の移管に当たって、実効性を担保するとともに効果的に業務を行うためには、市長部局・教育委員会ともにこれまで行ってきた業務の精査を行ったうえで組織体制の構築が必要となることから、現在市長部局・教育委員会においてその調整を図っている。

(2) 組織改正(案)の概要

①社会教育とまちづくりの一体的推進

社会教育的手法を活かし、市民とのまちづくりを更に主体的に進めるため、市民協働推進課に、生涯学習課の社会教育班の一部を移管し、社会教育に関する取組と一体的に推進できる体制を整える。

②公民館機能の多機能化

社会教育施設である公民館を(仮称)コミュニティセンターに変更し、市民協働推進課が中心となり、まちづくりの拠点としての利用促進を図る。

(3) 執行体制

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会が行うこととされている事務を市長部局の職員が行う場合は、地方自治法に規定する補助執行又は事務委任により行うことができるものとなっている。

社会教育に関することや公民館事業など、これまで生涯学習課及び公民館で実施してきた事業については、その事業ごとにその性質を鑑み、それぞれ補助執行又は事務委任することにより、移管後も継続して事業を実施するものとする。

《参考法令》

地方自治法(抜粋)

(事務の委任等)

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

6 今後の取組スケジュール（概要）

概要は以下のとおり。なお、スケジュール進捗に合わせ、移管する業務の洗い出しや組織体制の検討、周知を行う。

令和5年	1月～ 9月	総合教育会議での説明 公民館運営審議会での説明・意見聴取 社会教育委員会議での説明・意見聴取 社会教育推進員への説明・意見聴取 公民館利用団体などへの説明・意見聴取 (仮称)コミュニティセンター設置条例の上程 公民館利用団体などへの説明
令和6年	4月～	公民館施設の移管～ ⇒新たな体制による運営

※その他、公民館施設の移管に伴い、必要となる事務については適切に対応する。

7 社会教育委員の今後について

公民館の市長部局への移管後も、袖ヶ浦市社会教育委員に関する条例や袖ヶ浦市社会教育委員会議運営規則はそのまま残る方針であるため、本市の社会教育について、引き続きご助言やご意見等をお願いしたいと考えております。

地域のまちづくり施策推進に併せた

公民館施設の活用方針（補足資料）

1 国における社会教育施設の利用に関する動き

社会教育法第5条の規定により、公民館の設置及び管理を含めた社会教育の事務については市町村の教育委員会が行うものとされている。

しかし、平成30年12月21日の中央教育審議会において、公民館には地域の学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割も期待されるため、社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置を講じられることを条件に、地方公共団体の長が社会教育施設を所管できることを可とすべきと答申されている。

この答申を受け、令和元年6月に社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が改正され、市長部局でも社会教育施設を所管することが可能となった。

《参考法令》

社会教育法（抜粋）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 ～ 二 省略

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 ～ 十九 省略

2 省略

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 公民館施設の移管状況

(1) 全国における公民館施設の移管状況

類型	地方自治体
公民館条例を残している自治体	岩手県矢巾町、新潟県三条市、茨城県小美玉市、栃木県栃木市、群馬県富岡市・桐生市、埼玉県越谷市、神奈川県綾瀬市・三浦市、新潟県見附市、京都府舞鶴市、福井県大野市、愛知県大府市、岐阜県岐阜市・多治見市・羽島市、大阪府門真市、兵庫県神戸市・姫路市・西宮市・播磨町、岡山県津山市、高知県高知市、佐賀県佐賀市 ほか
施設を管理する条例に根拠法として社会教育法や公民館を明記している自治体又は社会教育を行う施設と位置づけている自治体	宮城県角田市、千葉県東金市、神奈川県大和市、福井県勝山市、滋賀県東近江市、大阪府大東市 ほか

(2) 近隣市における公民館施設の移管状況

市原市 : 公民館施設は移管していない。

その他、市長部局所管の三和コミュニティセンター他4施設あり。

木更津市 : 平成31年4月に金田地域交流センターを建設し、その施設内に金田公民館の機能を移転した。本施設はコミュニティセンター機能と公民館機能を有する複合施設となっており、市長部局の所管となっている。施設の維持管理については指定管理者が実施しており、この指定管理者が貸館、利用料の徴収なども行っている。

なお、職員に補助執行させる形で、公民館事業を行っている。

君津市 : 君津中央公民館を生涯学習交流センターの2枚看板とし、施設の管理は教育委員会が実施しており、公民館施設は移管していない。

その他、市長部局所管の貞元コミュニティセンター他4施設あり。

富津市 : 公民館施設は移管していない。

その他、市長部局所管の竹岡コミュニティセンター他4施設あり。

令和4年度山野貝塚講演会

「山野貝塚とは、何だったのか？」実施報告書

1. 日時 令和4年12月24日（土）
午後1時30分から4時00分まで（開場12時30分）
※展示説明については開場後から実施した
2. 場所 袖ヶ浦市民会館大ホール
3. 日程
 - 13:30～10:35（5分）
開会あいさつ 御園教育長
 - 13:35～14:05（30分）
「山野貝塚発掘調査について -令和2・3年度調査の成果-」
袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 助川 諒
 - 14:05～14:35（30分）
「菅ノ越貝塚発掘調査について -袖ヶ浦市内のもう一つの大型貝塚-」
袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 鎌田 望里
 - 14:35～14:45（10分）
休憩
 - 14:45～15:45（60分）
「環状盛土遺構・中央窪地とは何か -房総半島の事例を中心に-」
千葉大学大学院人文科学研究院教授 阿部 昭典
4. 参加者 111名

令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実施結果

「生まれ育った郷土に感謝し、社会の一員として力強く生きる気持ちを持つ」という目標を掲げ、袖ヶ浦市二十歳を祝う会を開催した。市民会館・長浦公民館・根形公民館・平川公民館の4会場に分かれて実施した結果は下記のとおりである。

1. 実施状況

昭和・蔵波・根形・平川地区は1月8日（日）午前9時30分から受付、10時30分から式典。長浦地区は午後0時45分から受付、午後1時30分から式典。式典終了後は、それぞれの会場で記念撮影やビデオレターなどの記念行事を実施し終了した。

2. 式典出席者

地 区	対 象 者			出 席 者			出席率 %	前回 (R4) 出席率%
	男	女	計	男	女	計		
昭和地区	115	89	204	73 (12)	62 (5)	135 (17)	66.2	69.6
長浦地区	66	48	114	53 (7)	30 (2)	83 (9)	72.8	80.4
蔵波地区	86	84	170	62 (8)	61 (5)	123 (13)	72.4	77.7
根形地区	28	23	51	24 (0)	21 (3)	45 (3)	88.2	74.0
平川地区	52	46	98	45 (4)	40 (1)	85 (5)	86.7	87.5
計	347	290	637	257 (31)	214 (16)	471 (47)	73.9	76.7

*対象者は、11月1日時点で住民登録を有する者と、事前に出席の申込みのあった市外転出者の合算とした

*出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数

5年間の推移

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
対象者数(人)	640	654	678	665	626
出席者数(人)	498	487	484	318	480
出席率(%)	77.8	74.5	71.4	47.8	76.7

* 令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により式典を中止した。

* 令和3年の対象者数は、令和2年11月27日現在、住民登録されている対象者の人数を示す。出席者数は、撮影スポットの利用者数を示す。

3. 記念行事

各館で行われた記念行事の内容は次のとおりである。

【昭和地区】

会 場 市民会館
内 容 記念撮影、恩師からのお祝いの言葉、ビデオレター

【長浦地区】

会 場 長浦公民館
内 容 記念撮影、ビデオレター

【蔵波地区】

会 場 長浦公民館
内 容 記念撮影、恩師からのお祝いの言葉

【根形地区】

会 場 根形公民館
内 容 記念撮影、恩師からのお祝いの言葉、中学校へデジタルカメラ寄贈

【平川地区】

会 場 平川公民館
内 容 記念撮影、ビデオレター、スライドショー

4. その他の参加者

地 区	来 賓 (実行委員は除く)	実行委員	職 員 (実行委員は除く)	そ の 他	計
昭和地区	16	7	2	6	31
長浦地区	7	7	3	25	42
蔵波地区	8	7	3	25	43
根形地区	8	5	2	10	25
平川地区	6	20	5	11	42
計	45	46	15	77	183

※ 来賓には案内者（主催者）を含む。

※ 実行委員には、二十歳の者を含まない。

※ その他は、社会教育推進員、青少年相談員などの会場設営協力者

5. 記念品

顧問会議や二十歳を祝う会担当者会議での検討の結果、ガウライラスト入り多機能ボールペンに決定し、当日に配付を行った。

6. まとめ（目標に対する結果）

「生まれ育った郷土に感謝し、社会の一員として力強く生きる気持ちを持つ」という目標に対する結果は下記のとおりである。

【昭和地区】

受付は、事前に参加票を送付したことによりスムーズに滞りなく行うことができたが、受付の前後でロビーやホワイエに滞留していたため、適宜、大ホールへの誘導のアナウンスを行った。

式典は、二十歳代表による進行のもと厳粛な雰囲気の中、実施できた。二十歳代表挨拶では、育ててくれた家族、お世話になった先生や仲間の存在の大切さが感じられた。また、これからも一期一会の出会いを大切に、支え合う精神を忘れないことやお世話になった方々への恩返しと社会に貢献する決意が感じられた。

記念行事は、大ホールにおいて、二十歳代表による企画、運営のもと小学校及び中学校時代の恩師がステージに登壇してのメッセージを行ない、和やかな雰囲気の中、当時を懐かしむ会話が飛び交った。

また、青少年相談員昭和支部より提供いただいた撮影用パネルでの写真撮影は来場した出席者や家族に好評であった。

【長浦地区】

二十歳代表を含む実行委員や社会教育推進員などの協力もあり、受付から式典会場への流れは滞りなく、早い段階で大部分の方が会場に入り着席している姿が見られた。

開式前には隣席の方と談笑する姿が見られたが、開式後は私語もなく式は粛々と進み、社会の一員としての自覚がうかがえた。また、二十歳代表挨拶は、情感豊かに、周囲への感謝とこれからの決意が語られ、心に響くものであった。

記念行事では、小学校、中学校でお世話になった恩師からのビデオレターを上映し、当時の思い出や二十歳へのお祝いの言葉があり、温かく和やかな雰囲気に包まれた。

長浦地区は蔵波地区と比較すると参加人数が少なかったこともあり、会場やロビーの空間にゆとりをもって実施できた。

【蔵波地区】

開式前には屋外で談笑する方が多く、全体人数も多いため会場への誘導が大変だったが、開式直前には全員会場に入って着席し、一転して式は厳かに進んだ。進行や代表挨拶などの役割を果たした実行委員をはじめ、二十歳としての自覚が感じられた。

記念行事では、中学校時代の恩師5名が登壇され、代表して1名の恩師からお祝いと激励の言葉があり皆、聞き入っている様子であった。記念撮影は、会場のステージが狭く心配であったが、青少年相談員をはじめとしたスタッフの誘導により、順番に円滑に並んで

いき無事に撮影することができた。

屋外に設置した撮影用パネルが好評で、閉式後にも撮影する方が多く、退出に時間がかかったが混乱することもなく全体的に落ち着いた式であった。

【根形地区】

受付は社会教育推進員等の協力もあり、スムーズに実施できた。

式典では、静かに主催者挨拶などを聴いており、とても厳粛な式であった。二十歳代表挨拶は、地域への感謝が伝わるものであり、また、式典中の姿に保護者等は成長を強く実感したと思う。

式典後の記念行事は、コロナ禍の中でもできることを二十歳の実行委員自身で企画・運営し、出席いただいた恩師からの祝辞、交流会及び集合写真の撮影を行った。記念行事は当初ビデオレターの作成を企画していたが、撮影依頼をした恩師の多くが直接出席したいとの要望があったため、当日は恩師から直接お言葉をいただいたのち、保護者を含め、会場にいたすべての者の交流を行った。記念行事の最後で、根形地区にゆかりのある若者で企画・運営を行っている「ねこまる」の活動紹介を行った。“成人式の縁”で始まったねこまるの活動に参加することを期待する。

昨年度好評であった撮影用スポットを、青少年相談員の協力のもと今回も設置した。保護者も交えて笑顔で撮影している姿がとても印象に残った。

二十歳を祝う会当日に第2回実行委員会議を行った。実行委員から全体的にスムーズな進行や式典等での態度に対する賞賛が多くあったが、撮影パネル等一部企画のアナウンスが不足していたとの声があったので、次年度以降の対応に活かしたい。全体としては、二十歳を祝う会実行委員の準備、当日の行動は好評であり、地域ぐるみ、根形のあたたかさを感じる二十歳を祝う会であった。

【平川地区】

受付は実行委員の協力もありスムーズに実施することができた。式典では、進行や二十歳代表挨拶などを担当した実行委員がそれぞれの役割を立派に果たし、厳粛な雰囲気の中で進めることができた。

記念行事はビデオレターとスライドショー、記念写真撮影を行った。ビデオレターは中学校の恩師からのメッセージを上映した。恩師の方々からは、学生時代の思い出や将来への励まし等様々なメッセージが寄せられた。

また、スライドショーでは中学校時代の思い出の写真を上映し、懐かしい思い出を楽しんでもらえるものであった。

記念写真撮影は、密にならないよう移動の順番を整理し、私語を慎んでもらいマスクを撮影開始ギリギリまで着用し、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら撮影することができた。記念写真撮影終了後の退場も、男女の出口を分け、出口に用意した記念品を受け取ってから出るように誘導し、滞りなく行うことができた。

青少年相談員より提供いただいた撮影用パネルについても、多くの方の利用があり好評であった。

多くの家族の皆様や地域の方々に見守られながら、厳かな式典と若者らしい希望溢れる記念行事ができた。



東京ドイツ村会場

ウォーキングフェスタ2023 IN袖ヶ浦

5kmコース
10kmコース

3/12(日) 雨天中止

定員先着1,000名

申込期間1/23~2/17

申込みは下記QRまたは裏面
申込方法参照



夜はそのまま
イルミネーションへ!



抽選で
袖ヶ浦市特産品が当たる!



お問い合わせ

袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
事務局 (袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課内)
TEL : 0438-62-3791
FAX : 0438-63-9680
MAIL : sode31@city.sodegaura.chiba.jp

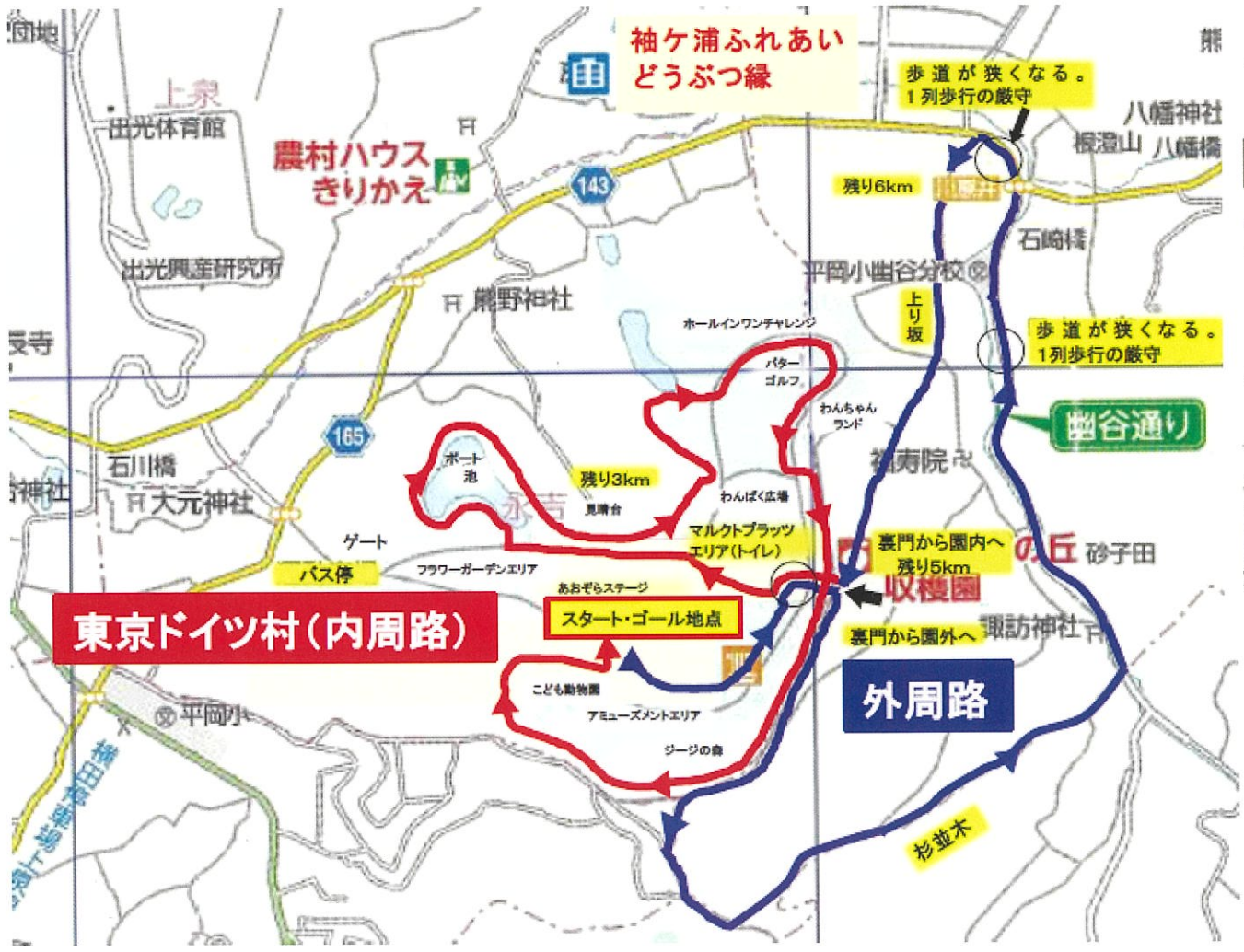
主催：袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
共催：袖ヶ浦市教育委員会
後援：袖ヶ浦市観光協会、東京ドイツ村
協力：袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会
千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
袖ヶ浦生涯スポーツ公認指導員会
ZERO FIGHTERS (社会人アメリカンフットボールチーム)





10kmコース

コースマップ10km



10 Km コース (外周)

東京ドイツ村(内周路)

外周路



コースマップ 5 km

新型コロナウイルス感染症対策及び連絡事項

- ・新型コロナウイルス感染症対策については、スポーツ庁が作成した「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に沿った対応をいたします。
- ・体調がよくない場合は、参加をお控えください。

保険について

事故が発生した場合は、主催者加入の保険の補償の範囲内で対処させていただきます。ただし、コース外の歩行や役員の指示に従わなかった場合は補償適用外となります。

雨天の場合

当日の6：30時点で、雨天の場合は中止とします。

持ち物

マスク（任意）、飲み物、雨具、健康保険証

その他

ウォーキング中の喫煙はご遠慮ください。

スケジュール

当日はドイツ村9：00開門となります。

	5 kmコース	10 kmコース
受付	9：20	9：20
開会式	10：00	10：00
スタート	10：20	10：20
ゴール	先頭11：20 最後尾12：00	先頭13：00 最後尾14：00



東京ドイツ村会場

ウォーキングフェスタ2023 IN袖ヶ浦

5kmコース
10kmコース

3/12(日) 雨天中止

定員先着1,000名

申込期間1/23~2/17

申込みは下記QRまたは裏面
申込方法参照



夜はそのまま
イルミネーションへ!



抽選で
袖ヶ浦市特産品が当たる!



お問い合わせ

袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
事務局 (袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課内)
TEL : 0438-62-3791
FAX : 0438-63-9680
MAIL : sode31@city.sodegaura.chiba.jp

主催：袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
共催：袖ヶ浦市教育委員会
後援：袖ヶ浦市観光協会、東京ドイツ村
協力：袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会
千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
袖ヶ浦生涯スポーツ公認指導員会
ZERO FIGHTERS (社会人アメリカンフットボールチーム)





ウォーキングフェスタ2023 in 袖ヶ浦 参加申込書

一般 500円
小学生及び未就学児 無料
総合型地域スポーツクラブ会員 200円

※団体申込みの場合は本用紙1枚で4人まで申し込みます。
※1名で申込みの場合は、代表者の欄にご記載ください。

代表者 (1人目)

参加区別	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 小学生及び未就学児 <input type="checkbox"/> 県内総合型地域スポーツクラブ会員 (クラブ名)
代表者氏名	氏名 (ふりがな)
住所	
電話番号	()
年齢	歳
コース	<input type="checkbox"/> 5 km <input type="checkbox"/> 10 km (どちらかに☑)

2人目

参加区別	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 小学生及び未就学児 <input type="checkbox"/> 県内総合型地域スポーツクラブ会員 (クラブ名)
参加者氏名	氏名 (ふりがな)
年齢	歳
コース	<input type="checkbox"/> 5 km <input type="checkbox"/> 10 km (どちらかに☑)

3人目

参加区別	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 小学生及び未就学児 <input type="checkbox"/> 県内総合型地域スポーツクラブ会員 (クラブ名)
参加者氏名	氏名 (ふりがな)
年齢	歳
コース	<input type="checkbox"/> 5 km <input type="checkbox"/> 10 km (どちらかに☑)

4人目

参加区別	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 小学生及び未就学児 <input type="checkbox"/> 県内総合型地域スポーツクラブ会員 (クラブ名)
参加者氏名	氏名 (ふりがな)
年齢	歳
コース	<input type="checkbox"/> 5 km <input type="checkbox"/> 10 km (どちらかに☑)

※参加されるうえで気になることなどがございましたらご記入ください。(身体面や健康面等)

BOCCIA



2/18 SAT

参加無料
賞品あり

初開催

ボッチャ大会 袖ヶ浦2023



参加資格

障がいの有無にかかわらず
市内在住在勤在学の方
大歓迎
未経験チーム・家族チーム
小中学校ボッチャ体験会参加者

申し込み受付期間

1/4(水)～1/25(水)

事前申し込み制
(定員16チーム)

※定員を超えた場合は抽選



詳細は裏面を御確認ください

スケジュール

リーグ戦は3試合(予定)できます。
決勝まで勝ち進めばさらに2試合!

12:50 (受付)
13:30～ (予選リーグ)
15:00～
(決勝トーナメント)
16:00～
(表彰、古賀さんによる
技術伝達)

ボッチャを日本に広めた
古賀さんも応援に来るよ!!

アクセスマップ



臨海スポーツセンター
袖ヶ浦市長浦1番地57

主催 袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、袖ヶ浦市教育委員会

事務局 袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課内 (TEL)0438-62-3791 (e-mail)sode31@city.sodegaura.chiba.jp

1 袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブの紹介

「いつでも」「どこでも」「いつまでも」生涯にわたってスポーツに親しめる場を提供している団体が総合型地域スポーツクラブです。市内全5地区に設置されています。

「名幸ヶ丘ふれあいクラブ（平岡地区）」

「NESUPO（根形地区）」

「NAGAX（長浦地区）」

「中富ふれすぽクラブ（中川富岡地区）」

「昭和ふらっとスポーツクラブ（昭和地区）」

興味のある方は、右記QRコードにアクセス下さい。



袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ

2 募集チーム数と資格

募集チーム数 16チーム（1チーム3人以上で構成）
エンド毎に登録している選手の中で交代を認める。

参加資格 障がいの有無にかかわらず、市内在住在勤在学の方

※小学生のみチームについては、1名以上の保護者同伴の上、大会に参加してください。

3 ルール

現行の日本障がい者スポーツ協会のルールに基づいて行います。一部ボッチャ大会袖ヶ浦特別ルールを適用します。ルール、日程については、2月上旬に代表者様宛に郵送いたします。

4 対戦方法及び勝敗の決定

- (1) 4つのリーグに分かれて試合（1リーグ4チーム）
リーグから勝ち上がった4チームで決勝トーナメントを実施する。
- (2) リーグ優勝の決定の仕方
①勝ち数 ②得失点差 ③総得点

5 表彰

リーグ戦を勝ち抜き、決勝トーナメントで勝ち残った1～4位を表彰

6 申込みに関する事

- (1) 右記QRコードから事前申し込み制（応募16チームを超えた場合は、抽選となります。）
※QRコードから申し込みできない方は、事務局までメール、お電話で申し込み下さい。
（袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課内 0438-62-3791）
（sode31@city.sodegaura.chiba.jp）
- (2) 申し込み受付期間
1月4日（水）～1月25日（水）



申込QRコード

7 連絡事項

- (1) 保険について
事故が発生した場合は、主催者加入のスポーツレクリエーション保険の範囲内で対応します。
- (2) 募集チーム数を超えた場合の抽選について
募集チーム数を超えた場合は、小中学生チーム、家族チーム、経験者未経験者チーム等の割合に応じて厳正に抽選いたします。2月上旬に代表者様あてに抽選結果を郵送いたします。